

令和2年度

消防定例表彰

功労のあった消防団員や分団に対し、表彰状が授与されました。表彰式は毎年6月の羽咋郡市消防団連合訓練大会に合わせて行われていましたが、今年度は中止となりましたので、ここに名前を記し敬意を表します。

石川県知事表彰受章者

銀盃を授与する表彰

西海分団	班長	濱口寛由
志加浦分団	部長	米倉英治
下甘田分団	副分団長	山崎磨
下甘田分団	部長	藤井聡
下甘田分団	班長	藤井貢
高浜分団	副分団長	相畑拓也
中甘田分団	部長	向田浩之
西浦分団	部長	勘田直也
西浦分団	団員	大田利洋
稗造分団	班長	川田信行

非常勤消防団員の配偶者等に対する感謝状

松本 二三代	
(志賀町消防団 団長 松本弘人)	
國部 真佐美	
(志賀町消防団 分団長 國部佐喜男)	

公益財団法人石川県消防協会 定例表彰受章者

優良消防団(分団)表彰

西海分団	
堀松分団	

功労章表彰

加茂分団	分団長	天井誠
西浦分団	分団長	沖崎敬康
稗造分団	分団長	山崎二三男

功績章表彰

熊野分団	分団長	山屋裕慈
西海分団	分団長	薄川政和
下甘田分団	分団長	安中誠二
土田分団	分団長	柴田政俊

勤続功労章表彰

熊野分団	副分団長	安地登
熊野分団	団員	谷内幸二
西海分団	団員	坂本祥
下甘田分団	団員	柳澤克明
富来分団	団員	堂下誠史
中甘田分団	班長	坂本満
中甘田分団	団員	上杉幸司
中甘田分団	団員	大森尚士
福浦分団	団員	北岡良一

羽咋郡市消防団連合会定例 表彰受章者

優良消防団(分団)表彰

富来分団	
堀松分団	

永年勤続功労章表彰

熊野分団	副分団長	安地登
熊野分団	団員	谷内幸二
西海分団	団員	坂本祥
下甘田分団	団員	柳澤克明
富来分団	団員	堂下誠史
中甘田分団	班長	坂本満
中甘田分団	団員	上杉幸司
中甘田分団	団員	大森尚士
福浦分団	団員	北岡良一

優良団員表彰

加茂分団	班長	上島一義
加茂分団	団員	谷内博亮
熊野分団	団員	春木吉昭
志加浦分団	団員	永谷剛
下甘田分団	団員	政氏貴之
西浦分団	班長	白井和裕
稗造分団	班長	佐田秀嗣
東増穂分団	班長	若宮秀平
福浦分団	班長	濱宮秀平
福浦分団	班長	北岡甚八
福浦分団	班長	吳比誠太郎
堀松分団	班長	川上英隆



後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

75歳以上の皆さんへ※

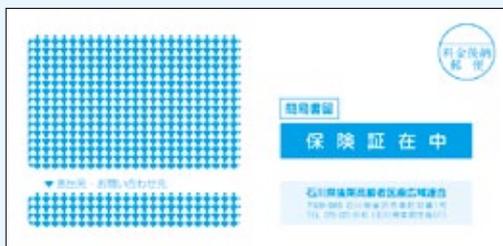
※ 65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

新しい保険証は7月中旬に送付します

今回の更新に伴い、保険証の色が**オレンジ色**から**青色**に変わります。
令和2年度の新しい保険証（青色）は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降に病院を受診する際は、**青色の保険証**を忘れずに提示してください。



- 使用できるのは**8月1日**からです。
- 現在の保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなどして廃棄してください。



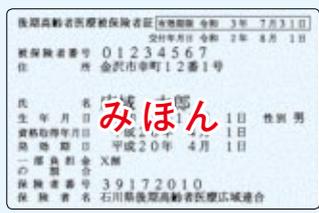
封筒見本

※有効期限内でも、世帯構成の変更や所得更正により、自己負担割合などに変更があった場合は、新しい保険証を交付します。それまでの保険証は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。

※医療機関での一部負担金の割合（1割または3割）は、前年中の所得をもとに決定します。

※新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者に配布します。

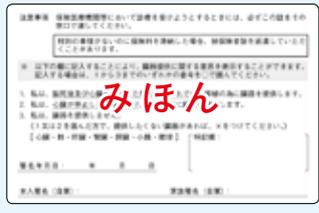
表



保険料額決定通知書の送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中旬に令和2年度の保険料額決定通知書などを送付します。

裏



保険料の軽減

令和2年4月から、後期高齢者医療の保険料軽減措置が、一部見直しとなりました。詳細については、保険証の送付時に同封のリーフレット、または石川県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

詳しくは・・・ [石川県後期高齢者医療広域連合](#)

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。該当する人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申請してください。

限度額適用認定の申請について

現役並み所得（負担割合3割）の人のうち、課税所得が690万円未満の人は、病院などを受診する際の自己負担限度額が軽減されます。該当する人は、申請により「限度額適用認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申請してください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「限度額適用認定証」を持ち、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します。（再度の申請は必要ありません。）

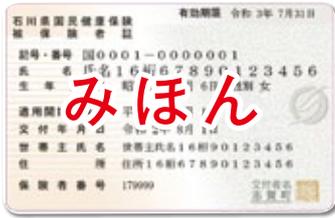
☎ 住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

国民健康保険被保険者証が 一斉更新

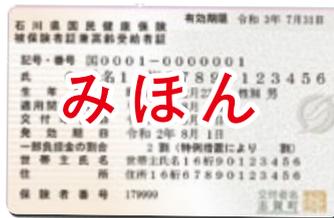
されます。

現在使用中の国民健康保険被保険者証は
7月31日で有効期限が切れます。
8月1日から使う被保険者証は7月中旬
に送付します。

70歳未満の人の新保険証



70歳以上の人の新保険証



※新しい保険証の色は「**オリーブ色**」です。

※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。
臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく
読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」
欄に記入してください。

被保険者証（保険証）は1人に1枚交付します。被保険者全員分の保険証を**世帯主宛に簡易書留**で郵送
します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。（短期被保険者証・資格
証明書は、直接住民課で交付する場合があります）

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健
康保険被保険者証、印鑑、本人確認書類を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。
有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分して
ください。

ジェネリック医薬品希望シール

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売され
た「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。

開発費が安いいため薬代を安く抑えることができます。

被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。

※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感
がでたら新薬に戻すことをお勧めします。



☎ 住民課 国民健康保険担当 ☎ 32-9121

65歳以上で住民税非課税世帯の人の

介護保険料の軽減措置が拡充されます

令和元年10月の消費税率引き上げによる介護保険料の軽減措置が、昨年度からさらに拡充されます。
措置の対象は、65歳以上で住民税非課税世帯（保険料所得段階が第1～3段階）の人です。

基準額：72,000円（年額）

所得段階	対象者	令和元年度	令和2年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、町民税非課税世帯の人 町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人 	基準額×0.375 27,000円(年額)	基準額×0.3 21,600円(年額)
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.625 45,000円(年額)	基準額×0.5 36,000円(年額)
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.725 52,200円(年額)	基準額×0.7 50,400円(年額)

※第4～9段階の人の保険料に変更はありません。

☎ 健康福祉課 介護支援担当 ☎ 32-9132

令和
2年度

国民健康保険税の納税通知書は 7月中旬に郵送します

国民健康保険税額はどのように決まるの？

- ① 世帯ごとに計算します。**
一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。
- ② 年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。**
年度途中で国民健康保険に加入したり、国民健康保険をやめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算します。
- ③ 所得や加入者などによって計算します。**
所得割・均等割・平等割の組み合わせによって計算されます。40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分を追加して計算します。
- ④ 所得申告の内容により計算します。**
所得申告がないと所得が把握できないため正確な国民健康保険税が計算できません。所得の情報がない人については、6月に税務課から対象者宛てに通知を送っています。

国民健康保険税の納め方

- ① 世帯によって支払方法が異なります。**
銀行などの窓口で直接納めるか、口座からの引落としにより支払います。その他、国の定めた条件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。
- ② 国民健康保険税額が変わることで、支払方法が変わる場合があります。**
支払方法については、税務課から送付する通知書により確認できます。これまで口座からの引落としや年金天引きで支払っていた人でも、支払方法が変わる場合があります。

年度途中でも、税額が変わることがあります

- ① 新しく国民健康保険に加入した人がいるとき**
他の健康保険をやめて国民健康保険に加入したとき、または転入、出生などにより国民健康保険に加入したときなどに、国民健康保険税が追加になります。加入する場合は、必ず届け出が必要です。
- ② 国民健康保険をやめた人がいるとき**
他の健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国民健康保険をやめたときなどに国民健康保険税が減額になります。ほかの健康保険に加入した場合は、必ず届け出が必要です。そのままにしておくと、国民健康保険税がかかったままになります。
- ③ 所得情報がわかったとき**
転入してきた人については前年の所得が不明なため、役場が前住所地に問い合わせします。所得が判明したあとに国民健康保険税が変更になることがあります。
- ④ 所得申告の内容が変更されたとき**
税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それともなって国民健康保険税も変更になることがあります。
- ⑤ 40歳に到達したとき**
40～64歳までの人は、介護保険料の分が追加されるため国民健康保険税が増額になります。

納付書は、全期分を発送しますので、なくさないようにお願いします。

国民健康保険税納期

期別	納期限
1期	7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	2月1日(月)
8期	3月1日(月)
9期	3月31日(水)

※口座振替の人は、納期限に引き落としします。残高確認を忘れずをお願いします。

志賀町国民健康保険の『**限度額適用認定証**』
『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』を持っている人へ

現在の認定証は、**7月31日(金)**で有効期限を迎えます。

引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。



「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の人 70歳以上75歳未満で非課税世帯などの人 70歳以上75歳未満で負担割合が3割の人 	住民課または富来支所で「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上75歳未満で非課税世帯または、負担割合が3割ではない人 	必要ありません	「保険証」を提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。
(窓口で自己負担額を支払う ⇒ 役場で高額療養費の支給申請をする ⇒ 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される)

志賀町国民健康保険 優良家庭報償事業のご案内

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を贈呈しています。

※特定健康診査を受けていて、受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますので注意してください。



☎ 住民課 ☎ 32-9121